

※※※

平成 2 1 年 第 6 回

豊 頃 町 議 会 臨 時 会 会 議 録

※※※

平成 2 1 年 1 1 月 2 5 日

豊 頃 町 議 会

平成21年第6回豊頃町議会臨時会会議録

平成21年11月25日（水曜日）

◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成21年度豊頃町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 4 議案第54号 平成21年度豊頃町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 5 議案第58号 豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正
- 日程第 6 議案第55号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部改正
- 日程第 7 議案第56号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正
- 日程第 8 議案第57号 豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件
に関する条例の一部改正
- 日程第 9 議案第59号 物品の取得

◎出席議員(8名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 藤田博規君 | 2番 松崎政利君 |
| 3番 菅谷誠君 | 4番 森一彦君 |
| 5番 大崎英樹君 | 6番 大谷友則君 |
| 7番 長谷川勝夫君 | 8番 津久井精一君 |
| 9番 小野木英毅君 | |

◎欠席議員(0名)

◎出席説明員

- | | | |
|----|---|------------|
| 町 | 長 | 宮口孝君 |
| 副町 | 長 | 石田貢君 |
| 教 | 育 | 長 菅原裕一君 |
| 総 | 務 | 課 長 熊野幸雄君 |
| 企 | 画 | 課 長 佐藤潤君 |
| 会 | 計 | 管 理 者 高倉明君 |

住	民	課	長	田	中	啓	喜	君
福	祉	課	長	吉	村		進	君
施	設	課	長	石	塚	周	二	君
産	業	課	長	金	川	正	次	君
教	育	委	員	山	本	芳	博	君
農	委	事	務	友	重	誠	一	君
局			長					

◎議会議務局職員

事	務	局	長	和	田	宏	樹	君
庶	務	係	長	渡	辺	良	英	君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成21年第6回豊頃町議会臨時会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから本日の会議を開きます。

◎ 行政報告

- 小野木議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

宮口町長。

●宮口町長 第6回臨時会行政報告を申し上げます。最初に新型インフルエンザワクチン接種の助成についてです。新型インフルエンザ患者数は、定点調査によりますと10月中旬から11月上旬にかけて全国、道内、管内ともに最高値を示し、その後は減少傾向にありますが、依然として警報レベルで発症している状況にあります。本町においても10月14日に児童1人が発症、その後、豊頃中学校、豊頃小学校の児童生徒が発症し、それぞれ学校閉鎖をしたところでありました。このように、新型インフルエンザの感染力は強く、これまでのデータから糖尿病やぜんそくなどの基礎疾患のある方や妊婦の方々が重症化する可能性があることが懸念されており、ワクチンの接種は、重症化や死亡の防止に一定の効果が期待されているところであります。このことから、所得の少ない世帯の接種費用の負担軽減を図るため、生活保護世帯及び町民税非課税世帯の方に限り、6,150円のうち国が2分の1、道が4分の1を助成することとし、町が助成した費用は交付税措置をされることから、本町においても4分の1を助成することといたしました。しかし、優先接種対象者の一部の方しか国からの助成を受けることができないことから、本町独自で、インフルエンザ患者の診療に直接従事する医療従事者を除き、優先接種対象者の課税世帯のうち、妊婦及び基礎疾患を有する者、1歳未満の小児の保護者、1歳から小学校6年生に相当する年齢の小児などには約4分の3、中学生、高校生に相当する年齢の者、65歳以上の高齢者（基礎疾患を有する者を除く）には約2分の1の助成を行うことといたしました。これらの対策に早急に取り組むための費用807万2千円は、一般会計補正予算第6号として専決処分させていただきましたので、よろしく願いいたします。今回の新型インフルエンザワクチンの接種は、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、こうした患者が集中発生して医療機関が混乱することを防ぐことが目的であり、接種したからといって罹らないわけではありませんので、今後においても、手洗い、うがい等を励行するよう徹底した指導をまいります。

次に、コミュニティーバスの試験運行についてであります。交通弱者といわれる高齢者等の交通手段を確保するため、12月1日から3か月間、コミュニティーバスを試験的に運行すること

といたしました。運行方法は、町内を5地区に分け、1地区を1日中運行し、月曜日は湧洞、二宮東区、牛首別地区を、火曜日は礼文内、十弗西区、豊頃、幌岡地区を、水曜日は二宮中央区、二宮西区、下農野牛地区を、木曜日は統内、礼作別、上農野牛地区を、金曜日は大津、長節、旅来、安骨、背負地区として各地区を曜日毎に運行してまいります。地域によっては、幕別駅や十弗駅に接続するよう時間設定をいたしました。運行路線については、11月広報に折り込みで周知をさせていただきましたが、あくまでも試験運行でありますので乗車した方からアンケート調査を行うなどの町民の意見を踏まえて、今後において運行するか否かも検討してまいります。以上、報告申し上げます。

●小野木議長 これにて行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

◎ 承認第3号

●小野木議長 日程第3 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規程に基づき、平成21年10月30日専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

専決処分いたしました、平成21年度豊頃町一般会計補正予算第6号について、ご説明申し上げます。本専決処分は、新型インフルエンザ予防対策を速やかに取り組むたの費用として、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ807万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出をそれぞれ50億4,885万9千円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳出からご説明申し上げます。7ページをご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費にインフルエンザ予防対策費として807万2千円を追加。

この歳出に伴う歳入につきましては、6ページをご覧ください。9款地方交付税に622万2千円を、14款道支出金、2項道補助金、3目衛生費補助金に新型インフルエンザワクチン接種費用負担軽減事業補助金185万円を追加するものであります。以上でありますので、よろしくご承認くださるよう、お願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから承認第3号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議はありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

本件は、承認第3号は承認することに決定します。

◎ 議案第54号

●小野木議長 日程第4 議案第54号豊頃町一般会計補正予算第7号についてを議題とします。

本件について提出理由の説明を求めます。

熊野総務課長。

●熊野総務課長 議案第54号 平成21年度豊頃町一般会計補正予算第7号について、説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,168万1千円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、事項別明細書により歳出から説明申し上げます。7ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費において町づくり推進費とし74万7千円を、3款民生費、1項社会福祉費、7目福祉バス等管理費にコミュニティバス試験運転管理費として140万4千円を、6款商工費、1項商工費に商工業振興一般経費として51万3千円を、8款消防費、1項消防費に東十勝消防事務組合負担金として5万8千円を、9款教育費、1項教育総務費に学校保健費用として10万円をそれぞれ追加するものであります。

以上が補正に係わる歳出の主な内容であります。次に歳入につきましては、6ページをお開き願います。9款地方交付税に282万2千円を追加するものであります。以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。歳入歳出事項別明細書により、歳入について款ごとに質疑を受けます。6ページ。

9款地方交付税

●小野木議長 次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。7ページ。

2款総務費、1項総務管理費。

3款民生費、1項社会福祉費。

6款商工費、1項商工費。

8款消防費、1項消防費

9款教育費、1項教育総務費

●小野木議長 歳出全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第58号

●小野木議長 日程第5 議案第58号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第58号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてをご説明いたします。本案は、人事院が国家公務員の給与水準に関して、国家公務員法に定める情勢適応の原則の基づき、毎年公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っているものでありまして、平成21年度の人事院勧告は、本年4月の官民の給与比較の結果、公務員の給与が民間を上回っていることから、俸給表については俸給表の俸給月額を平均で0.2パーセント引き下げることとし、特別給与のボーナスについては、昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給割合が公務員の年間支給月数を下回るようになったことから、0.35月分引き下げるなどを勧告したものであります。このことによりまして、本町におきましても、人事院の勧告に基づき、給与の改定を行うものであります。改定内容につきましては、議案説明書説明第1号を参照願います。第1条の3の給与から控除するものでは、従来給与から控除していた使用料、賃貸料など控除する項目について明文化し、条文を整理するものであり、第16条第2項の期末手当の支給割合では、6月期末手当の率を0.15月分引き下げ1.25月分に、12月期末手当の率を0.1月分引き下げ1.15月分に改め、同条第3項の再任用職員に係る期末手当の支給割合では、6月期末手当の率を0.1月分引き下げ0.65月分に改め、同条第4項第2項勤勉手当の支給割合では、6月及び12月の勤勉手当の率を0.05月分引き下げ0.7月分にそれぞれ改め、同条第3項再任用職員に係る勤勉手当の支給割合では、12月勤勉手当の率を0.05月分引き下げ0.35月に改めるものであります。また、別表第1の給料表では、現給料表を平均0.2パーセント減額した新給料表に改定するものであります。

第2条は附則の改正であります。現給補償給料月額を平成19年3月31日現在において支給されていた給料月額に99.76パーセントを乗じて得た額を、今後の現給補償給料月額として改定するものであります。附則としまして、第1項は、この条例は平成21年2月1日から施行するものであります。また、第2項は12月に支給する期末手当に関する特例措置でありまして、平成21年4月1日現在の給料、扶養手当、住居手当及び管理職手当の月額の合計額に0.24パーセントを乗じて得た額に4月から11月までの8月分を乗じて得た額と、平成21年6月において、減額改定対象職員が支給された6月期末勤勉手当の額に0.24パーセントを乗じて得た額の合計額を、本年度に限り改定後の本年12月支給の期末手当から減額調整し支給するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第55～議案第57号

●小野木議長 日程第6 議案第55号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第7 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について日程第8 議案第57号 豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを一括議題とします。議案第55号、議案第56号及び議案第57号の3件について一括して提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第55号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第56号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第57号豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを一括して、説明いたします。本案は、議案第58号でただいま議決を頂きました本年度の人事院勧告に基づきまして、議会議員、特別職及び教育長の期末手当についても同様に改正しようとするものであります。改正内容につきましては、6月期末勤勉手当の支給率が1.95月分に改正されることから、特別職等の同期末手当に係る現行支給率を0.05月分引き下げることとし、月額議員報酬の額及び特別職、教育長の給与月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を加え、100分の200を100分の195に改めるものであります。

附則としてまして、この条例は、平成21年12月1日から施行するものであり、期末手当基礎額算定の臨時措置といたしまして、平成21年12月の期末手当基礎額の算定については、従前の例により凍結するものでありますので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

- 。
- 小野木議長 日程第6 議案第55号 豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを審議します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
- 小野木議長 これから討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
- 小野木議長 これから議案第55号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

- 小野木議長 日程第7 議案第56号 豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
- 小野木議長 これから討論を行います。
討論はありませんか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
- 小野木議長 これから議案第56号を採決します。
お諮りします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

- 小野木議長 日程第8 議案第57号 豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを審議します。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

- 小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

- 小野木議長 これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第59号

- 小野木議長 日程第9 議案第59号物品の取得についてを議題とします。

本案について提出理由の説明を求めます。

佐藤企画課長。

- 佐藤企画課長 議案第59号物品の取得についてご説明申し上げます。本案は、各学校における地上デジタル対応テレビ、情報教育環境の整備に向けた児童・生徒教育用パソコン及び教職員公務用パソコン」並びに周辺機器を学校情報通信技術環境整備事業により購入するもので、補助率は3分の2となっており、補助残を地域活性化・経済危機対策・臨時交付金により対応しようとするものであります。

1 1月12日執行の指名競争入札で落札したものであります。取得価格が700万円以上の契約でありますので、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 取得する物品名及び数量であります。デジタル放送対応テレビ33台、教育用パソコン82台、校務用パソコン24台及び周辺機器一式であります。2 取得の目的は学校情報通信技術環境整備事業機器の購入であります。3 契約金額は、3,654万円、うち消費税額が174万円あります。4 契約の方法は、5社による指名競争入札でありまして、5 契約の相手方は、帯広市南町東1条2丁目2番地、株式会社曾我、代表取締役社長 曾我彰夫氏。6 納入期限は、平成22年3月31日となっております。以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番大崎議員。

- 大崎議員 1点ほど確認いたしますが、入札が終わって契約の相手方も決定され今報告がありましたが、納入期限が来年の3月31日ということになってますが、今日から4か月後、そして

今後これが使用開始されるというのは、どのようなスケジュールになっているのか、というところの説明いただけますか。

●小野木議長 答弁 山本教育課長

●山本教育課長 ただいまの学校情報通信技術環境整備事業に係る物品の取得の関係でございますが、今後納入期限3月31日となっている件につきましては、現在文科省が進めております同事業が全国的に集中する関係もありまして、物品の調達等に一定の期間を要するという状況がございまして、今年度一杯の納入期限と定めさせて頂いているものでございます。さらに、使用開始については明年度、順調に教育用コンピュータなり、設置された備品が使用可能なるようこの期間内に設置後、運用が十分出来る体制で臨んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

●小野木議長 5番 大崎議員

●大崎議員 納入の期限についてはそれらの理由だということですが、使用開始というものについてはもう少し明確に、来年度の何月頃くらいから教材として、或いは業務の関係も合わせて開始されるかという具体的なスケジュールございましたらお願いしたいのと現在使用されている機種があると思いますが、そういうものについての兼用というか代用というのは出来ないものだったのかということも含めて説明いただけますか。

●小野木議長 答弁山本教育課長

●山本教育課長 納期限3月31日と定めさせて頂いておりますが、可能な限り早めの設置をお願いするとともに、設置後速やかに使用可能になるよう取り進めていきたいとふうに思っております。合わせまして、現在設置されているものについては、それぞれ撤去、廃棄処分させていただくことになっておりまして、現在の設置機種と今回購入しようとする機種の互換性その他諸々については、旧のパソコン等については平成14、平成13年に購入しているものでございまして、全面的なシステムの構築内容が変わりますので、併用して使用することは出来ないということでございます。

●小野木議長 5番 大崎議員

●大崎議員 最後にお聞きしますが、これは確認の意味なんです、これだけの台数ということは、聞き逃しているかもしれませんが、予算を審議するときの説明だと思うんですが、本町における2小学校、1中学校という考えでよろしいですか。

●小野木議長 答弁山本教育課長。

●山本教育課長 そのとおりでございます。

●小野木議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

●小野木議長 これから討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

●小野木議長 これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

◎ 閉議宣告

●小野木議長 これで本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

◎ 閉会宣告

●小野木議長 これで平成21年第6回豊頃町議会臨時会を閉会します。

午後2時33分 閉会

上記会議の次第は、議会事務局長 和 田 宏 樹 の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員